



相沢小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、同一校在籍など一定の人間関係にある児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止基本方針の目的

いじめは、どの集団どの学級どの児童にも起こりうる最も身近で人間として許されない重大な人権侵害であり、いじめ問題への対応は学校における最重要課題である。本校は、学校一丸となって、いじめに組織的に対応し、その防止を図っていくために本方針を策定した。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

- いじめの未然防止 …自己有用感の醸成（特別活動の充実、行事への取組、お世話活動）
- 早期発見・早期対応 …教育相談体制の充実、いじめを見逃さないための職員研修
- 適切な対処・措置 …児童・保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) 組織名及び構成員

組織名／相沢小学校いじめ防止対策委員会

構成員／校長、副校長、主幹教諭、児童支援専任、児童指導主任、養護教諭

（事案対応時）学級担任、学年職員、関係職員を加える。

※必要に応じて、学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー（西部教育事務所）を加える。

(2) 役割

- いじめ事案に対して、組織的対応の中核となって取り組むこと
- いじめに関する情報の収集、調査、事案対応の際の役割分担
- いじめ防止に向けた年間計画作成及び職員研修の実施

(3) 年間計画

- 4～5月 児童指導全体会、保護者懇談会、職員会議、家庭訪問、三校連絡会、職員研修
- 6～7月 学校説明会、職員会議、学校保健委員会、保護者面談、三校連絡会
- 8～10月 スポフェス（運動会）、職員会議、保護者懇談会、三校連絡会、職員研修
- 11～12月 人権週間、いじめアンケート調査、職員会議、保護者面談、三校連絡会
- 1～3月 学校説明会・土曜参観（情報モラル防犯教室）、職員会議、保護者懇談会
新入学保護者説明会（外部講師講話）、三校連絡会

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) 防止への取組

自尊感情の育成と、自己有用感、達成感を味わわせる教育活動を基盤とした人権教育の推進

- ピアサポートトレーニングによる自己有用感の育成
- チャレンジタイムにおける中学生リーダーと児童との交流
- 1年6年のお世話活動をはじめとしたペア学年活動
- 1年2年5年による学区内幼稚園保育園との交流活動
- 外部講師による情報モラル防犯教室等講演会の実施（児童対象・保護者対象）

(2) 早期発見への取組

- 教職員が児童の心情に寄り添った日常の児童理解・支援に努めるとともに職員研修会を実施し、いじめ防止、早期発見に対する職員の資質向上を図る。
- 職員会議ごとに児童情報の共有と、日ごろの職員室での情報交換を活発にするとともに保護者との連携をより緊密にする。
- 東野中学校ブロックの三校連絡会（毎月）を通して、中学校及び学区小学校との児童生徒情報の共有を図り、いじめの早期発見に努める。
- 学校カウンセラー及び子ども家庭支援相談課、民生委員児童委員等、外部機関との連携を図る。
- 年1回のいじめアンケート調査のほか、学年学級の状況に応じたアンケートを実施する。

(3) 基本的対応

- いじめ防止対策委員会を中心とした迅速かつ組織的な対応の徹底
- 正確な実態把握、被害児童・保護者への心のケアを含めた支援
- 加害生徒・保護者への公平公正な指導、支援および状況に応じた学級、学年、全校への指導
- 学校カウンセラー及び警察署、県警少年相談センター等、外部専門機関への相談連携

(4) 保護者地域との連携

保護者懇談会、保護者面談、学校家庭地域連携総会等を通じて、いじめ問題に関する情報共有を深化させるとともに、学校への情報提供環境の構築を推進する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害（自死の企図、重大な傷害、金品への重大な被害、精神疾患の発症）が生じた疑いがあると認められとき、並びにいじめにより相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められとき」をいう。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査及び結果報告

- 学校は、教育委員会と連携して外部機関も含めた調査委員会を組織し、事実関係を可能な限り網羅的に明確にして当該事案への適正な対処や同様な事態の発生防止を図る。
- 被害児童及びその保護者に対して調査結果を適切に情報提供する。

5 その他

本基本方針は、年度ごとに見直すとともに、必要があると認められるときは速やかに改訂する。